

昭和50年10月9日第三種郵便物認可・毎月1回1日発行

ISSN 0582-4419

政策資料

No.220

《復刊115号》
1985年1月1日

巻頭言 嶋崎譲1

特 集

- 1985年度（昭和60年度）予算に関する要求書2
- 「くらせる年金」＝社会党の年金改革構想(案)17

資 料

- 改正「風俗営業法」の都道府県条例制定について25
- 「危機管理問題懇談会」報告に関する談話38

日本社会党政策審議会



中期社会経済政策の意義と課題

嶋崎 譲

政策審議会会長

譲

らない。それはすべての人があともに生きるということである。

このような目標をめざす社会改革とそれを可能とする経済成長を保障することをわれわれは「社会的成长」と呼び、それこそが從来のG.N.P.至上主義の成長政策に対置するものとなる。

そして、完全就業と福祉社会の実現の場こそ「地域」でなければならぬとしている。したがって、地域政策の策定が極めて重要な位置にある。

中期の政策目標は、単なる理想ではない。どうしても実現を迫られている緊急な課題なのである。全党的に深い討論をつみ重ね、この指針にしたがつて、重点政策、個別政策へとさらにこれを具体化しなければならない。それはまた、単年度の国と自治体の予算を国民的参加で作り上げていく闘いの過程としても具體化されねばならない。

また、心身や経済上のハンディの有無にかかわらず、すべての人が自律した市民として普通の生活が営まれ、社会への参加のなかで福祉を享受しうること、いいかえればノーマライゼーションを、福祉社会形成の原則としなければな

第四九回定期全国大会に提出された日本社会党の「中期社会経済政策」(総論)は、政権をめざすニユース社会党にとって極めて重要な問題の提起である。

党は八〇年代を迎え、「八〇年代路線」と「社会主義の構想」を決定し、従来の党の「綱領」やいわゆる「道」の路線を、情勢の発展に合わせて修正し、変更する方向づけを行なってきた。中期の政策は、それらをうけて、八〇年代後半から九〇年代の前半、約十年間を見透し「いま、われわれならこうする」という政権政党にふさわしい、実現可能な社会経済の改革の体系の方策の指針を示したものである。「構想」の実現にむけての政策の具体的提示であるといつて

もよい。

それは、こんごの十年を二一世紀への過渡期と位置づけ、この間に当面する諸課題の解決への接近のなかに、われわれの目ざす二一世紀の日本を築こうという意図が叙述されている。それは、保守派の政策への、もう一つの政策的対置である。

それがめざす政策目標の第一は、国際平和と世界経済の活性化にむけて、わが国の国際的責務を果たすことである。それは、平和憲法の理念をこの課題実現のための戦略として世界的に位置づけることである。

第二には、国内の政策としては、勤労国民の「完全就業」と「福祉社会」の実現を迫ることである。

(しまざきゆずる・衆議院議員)

特集

一九八五年度(昭和六〇年度)予算に関する要求書

内閣総理大臣 中曾根 康弘 殿

日本社会党予算要求行動推進本部長

田辺

誠

総評予算要求闘争推進本部長

真柄栄吉

八五年度経済は、アメリカ経済のスローダウンが予測され、八四年度に達成されるものと見込まれる5%程度の成長を維持させていくためには、これまでの外需主導型から内需主導型へと成長の型を切り換えていくことが内外から強く求められている。そのためには、積極型の社会経済運営へと政策の基盤を転換することが不可欠である。

こうした政策運営の積極的な基調がなければ、一九八四年度に達成されるものと見込まれる5%程度の成長を中期的に保証していくことはできない。八五年度の社会経済政策運営は八〇年代後半の経済社会の基調を定めていくという中期的展望にかかる重要な位置を占めるものであることを改めて確認すべきだと考える。

ここ数年の財政予算運営は、たんに経済との関係において縮小均衡型であつただけでなく、高齢化社会への急速な接近、マイクロエレクトロニクスをはじめとする省力型技術革新の進行、二一世紀に向けての都市と農村の再整備など、日本の将来社会のあり方にそつた政策目標や優先順位が配慮されておらず、防衛費の突出をすすめる一方で、こうした国民生活の分野に関しては一律削減型のものに終始している。これが、最近の消費性向の低下傾向や国民意識調査が示す将来社会への不安増大、さらには内需の盛り上りの遅れにつながっているとみなければならない。

政府は以上の基本的な視点をふまえつつ、来年度予算の編成にあたっては、七月三一日に申し入れたところであるが、かさねて次の事項および各省庁予算にかかる事項について

て反映したものとなるよう要求するものである。

八五年度経済政策について

- (1) 個人消費の拡大を中心として、住宅投資、設備投資、生活関連社会資本投資等を活発化し、二年連続の五%水準の成長率を実現すること。

(2) 積極的な雇用創出政策とあいまって、完全失業率を年度内に二%程度に引き下げるのこと。

(3) 消費者物価上昇率を二%台に抑制すること。

(4) 住宅、都市再開発をはじめとする生活環境基盤を積極的に実施すること。

(5) 中小企業の構造改善、投資促進をはかること。

(6) 先進国間の貿易摩擦や途上国からの輸入拡大にともない、産業、業種、特定地域の縮小や転換を生じてるので、雇用対策を重視した産業調整政策を拡充すること。

(7) M E 技術革新の急速な進展に対応するため、政、労、使、公四者構成による新たな審議機関を設置し、具体的対応策の確立をはかること。

(8) 地域経済、雇用の不振が続いているので、雇用を軸とした地域経済政策の振興をはかること。

(9) 秩序ある輸出行動など、貿易摩擦の緩和、
解消をはかる施策、さらには発展途上国への
政府開発援助の増大等、国際協力対策を
特段に強化すること。

- (1) 予算編成にあたつては一律マイナスシーリングを避け、新たな社会的成長の時代をめざす社会、経済変化のニーズに適合したものとすべきである。

(10) 地域の生活や経済、公共社会サービスの縮小撤退になることのないことを前提として、行政の効率化、民主化、国民福祉の向上を基調とする行財政改革を推進すること。

- (2) 生活関連公共事業については、前年度補正予算により積み上げられた水準を維持すること。

(2) 積極的な雇用政策とあいまって、完全失業率を年度内に二%程度に引き下げる

- (3) 消費者物価上昇率を二%台に抑制すること。
(4) 住宅、都市再開発をはじめとする生活環境基盤を積極的に実施すること。
(5) 中小企業の構造改善、投資促進をはかること。

(6) 先進国間の貿易摩擦や途上国からの輸入拡大にともない、産業、業種、特定地域の

- 税導入などによることなく、財政再建を達成すること。

(2) 大型間接税の導入、防衛費の聖域化を行なわず、不公平税制のは是正、行政経費節減につとめること。

防衛関係費については、当面G.N.P.比一%以下に抑えることを厳守するだけでなく、世界の軍縮の先頭に立つて大胆に削減を行なうこと。

- (3) 公共投資については、長期的な視点に立

縮小や転換を生じてるので、雇用対策を重視した産業調整政策を拡充すること。

- (12) 昨年決定された「一九八〇年代経済社会の展望と指針」のフォローアップ作業では

(7) M E 技術革新の急速な進展に対応するため、政、労、使、公四者構成による新たな

- 国民生活基盤を安定させ、完全雇用を実現するための政策体系の充実・強化、財政重

審議機関を設置し、具体的対応策の確立をはかること。

- 建計画などを明らかにする等、政策運営の具体的目標と政策手段を明確に設定する。

(8) 地域経済、雇用の不振が続いているので、雇用を軸とした地域経済政策の振興をはか

- と。

八五年度予算編成について

を提唱しそれに係る予算計上を行うこと。

(6) 人事院勧告の完全実施に足る十分な予算措置を講ずること。

(7) 大型間接税など大衆課税となる新税の創設は行わず、利子、配当所得の総合課税化の実現、貸倒引当金の見直し等、不公平税制を是正するとともに勤労者所得を中心の一兆五〇〇億円規模の減税を行うこと。

(8) 中小零細企業の構造改善を促進するため三、〇〇〇億円規模の中企業投資減税を行うこと。

(9) 食料自給率の向上、森林資源の育成等、農林業政策の見直しと転換をはかること。

(10) 国債管理政策の確立および、財政の景気調整機能にも配慮した長期的な財政再建計画を確立すること。

なお、国債の日銀受け発行は行なわないこと。

税制改正等について

1 所得減税を以下の内容にもとづき実施すること。

(1) 減税規模
一兆五〇〇億円の減税を実施すること。
と。
(2) 減税内容

- ① 所得税減税 五、五〇〇億円
(減税方式)
(i) 給与所得控除の一律四万円引き上げ
(ii) 基礎、配偶者、扶養控除の各二万円引き上げ
(iii) (現行三三万円→各三五万円に)
以上(i)(ii)により、夫婦子二人の課税最低限は二五四・七万円（現行二三五・七万円）に引き上げられる。
また、パート非課税限度額は九六万円（現行九〇万円）となる。
(注) 内職の標準的な課税最低限は五〇万円（現行四七万円）となる。
- ② 住民税減税
(i) 基礎、配偶者、扶養控除の各二万円引き上げ
以上①により夫婦子二人の課税最低限は二〇三・九万円（現行一八八・八万円、六〇年度以降一九一・二万円）に引き上げられる。
- ③ 政策・福祉減税 三、三〇〇億円
(i) 単身赴任減税
別居手当、帰宅旅費の非課税制度の創設
(ii) 教育減税
教育費の控除制度の創設
(iv) 住宅ローン返済額所得控除制度の創設
(v) パート・内職減税
① パート……非課税限度の九六万円（現行九〇万円）を租税特別措置により四万円引き上げ一〇〇万円とする。
(vi) 老年者年金減税
① 適用年齢を六〇歳以上（現行六五歳以上）に拡大する。
(vii) 退職所得減税
退職所得控除額の算出基礎額である二五万円（勤続二〇年未満）、五〇万円（同二〇年超）をそれぞれ四〇万円、七〇万円に引き上げる。
この結果、勤続三〇年の退職所得控除額は一、五〇〇万円（現行一、〇〇〇万円）に引き上げられる。
(viii) その他
インデクセーション（物価調整税率）の導入、医療費控除の拡充・企

業年金所得控除の創設について検討・実現を図ること。

を廃止し、交通際については課税を強化すること。

地方財政関係について

補助金の徹底的な整理合理化を進めること。

と。

3 交付税制度を濫用した、特別交付税によ

る自治体への不当な財政制裁措置を止めるること。

地方債の許可にあたつても、記債制限を緩和するとともに、仮にも地方債制度を自治体への不当な制裁措置に悪用しないこと。

4 地方財政計画の策定にあたつては、その策定方法を明確にするとともに、地方六団体、地公労との協議にもとづいて自治省案を作成し、大蔵省との折衝にあたること。

5 公営企業について、以下のことを実施すること。

(1) 公営企業における独立採算制の見直しとともに、公営交通、上・下水道等の財源措置のあり方を明確にすること。

(2) 地下高速鉄道建設債については、現行制度によつてひきつづき確保すること。

(3) 再建地方都市バス事業車両更新費補助金については、再建公営交通事業のすべてに適用を広げるとともに実勢価額に改めること。

(4) 水道事業に対する起債(既往債を含む)の利率の引き下げ及び償還期限の延長については、施設の耐用年数に見合うまで延長すること。

文教関係について

に行なわないこと。
8 国立学校の授業料、入学金の値上げは行わないこと。

1 義務教育諸学校の教科書無償制度は、憲法の「義務教育無償の原則」に基づくものであり、堅持すること。

2 教育条件を低下させ、また、負担を地方政府に転嫁する義務教育国庫負担金の削減は行わないこと。

3 ゆきとどいた教育のための「四〇人学級」など教職員定数改善計画について、「概ね三年後見直し」の国会決議、与野党合意に基づいて早期実現をはかること。

4 過大規模校の分離促進のため用地取得を含む助成措置の制度化をはかること。また、高校新增設に対する国庫補助制度の拡充の措置を講じること。

5 私学がわが国教育に果たしている役割にかんがみ、私立学校の教育条件の向上、父母負担の軽減をはかるため、私学助成の拡充を行うこと。

6 教育の機会均等を保障し、国際人権規約の精神に基づく給費制をめざした奨学資金制度の拡充をはかること。

7 子どもの健全な心身の発達と、父母負担の軽減をはかる立場から学校給食の充実をすめること。とくに、学校給食のセンター化、民間委託化、調理員のパート化は絶対

に行なわないこと。
8 国立学校の授業料、入学金の値上げは行ないこと。

9 國際化に対応し、学術・文化の国際交流を促進すること。外国人留学生の受入の拡大、諸条件の整備をはかり、また、海外子女教育、帰国子女教育の拡充をはかること。

10 社会教育、社会体育、文化関係予算を増額し、公共施設の整備を行なうこと。
11 主任手当・手当支給制度を撤回し、その財源を一人ひとりの子ども、青年の学習権を保障する教育諸条件整備のための財源にあてるここと。

社会福祉・年金・医療等について

1 自治体や住民の大額負担となる生活保護費をはじめ、老人ホーム、保育所など社会福祉施設の措置費への国庫補助一律一割削減をとりやめること。

2 五人未満事業所に働く労働者、日雇、パート労働者への社会保険の適用拡大をはかること。

3 五九年度の年金スライドを国民年金等の一部改正法案から切りはなし、早急に実施すると共に、六〇年度の年金スライドにつ

いては、四月から行うこと。

- 4 国庫負担を削り、労働者、国民には大幅な保険料値上げ、年金額切り下げを押しつける年金改悪政府案を取り下げ、民主的な機関を設けて再検討すること。
- 5 福祉年金、国民年金を「生活できる年金」として昭和六一年度をまたず五万円基準に引き上げること。
- 6 健保家族および国保の給付率をただちに八割に引き上げ、医療内容の適正化と相まって全面一〇割給付にむけて努力すること。
- 7 国民健康保険への国庫補助率を五八年度水準にもどすこと。
- 8 政府管掌健康保険の附加的給付の実施にあたっては、政管健保加入者全員が洩れなく適用対象者となるよう、政管健保財政を通じておこなうこと。
- 9 退職者医療および特例退職者制度などについておこなうこと。特に「特例療養費制度」についての事前の周知徹底をおこなうこと。基本的には、国庫負担導入の措置をとるよう努力すること。
- 10 老人保健法を改正し、無料医療の回復、老人追い出しなどの排除、保健事業の完全実施を行うこと。
- 11 出産費の全額給付、高度医療、はり、き

ゆう、指圧治療など保険適用の拡充をはかること。

- 12 治療中心の医療制度を改め、予防、治療、リハビリテーションなど一貫した保健医療体制を確立すると共に、救急、休日、夜間、へき地医療体制を確立すること。
- 13 公立保育所の増設、施設内容の充実をはかるとともに保育費負担を軽減すること。また、保育単価の引き上げと入所基準の改善、保母の増員と待遇の改善をはかる。学童保育についても制度化すること。
- 14 広島、長崎に対する原爆投下による被爆者救済のための「原爆被爆者援護法」を制定すること。
- (1) 農業について
- 1 農業について
- 2 林業について
- (2) 農業について
- 3 地域林業を振興し、山村地域の活性化をはかるため、計画樹立や森林の多角的な利活用を総合的（環境・教育・保健・福祉面
- (3) わが国の優れた水田装置を積極的に活用し、エサ米など米の多用途利用のために多収穫米の研究・開発をすすめること。
- (4) 国民食糧の安定供給をはかるため主要食糧（米、麦、大豆、飼料穀物）の備蓄制度を確立すること。なお、米の備蓄は三ヵ年計画で三〇〇万トンの備蓄を行うこと。
- (5) 国内農産物の消費拡大のため、消費者米、麦価の引上げは行なわないこと。同時に学校給食用米ならびに牛乳に対する助成を強化拡大すること。
- (6) 牛肉・オレンジ等の輸入拡大はわが国業に深刻な打撃を与えてるので、生産振興対策ならびに経営安定対策を強化すること。
- (7) 農用地の高度利用と水田汎用化のためには、田畠輪換を可能とする土地改良事業を積極的にすすめること。同時に土地改良事業等については関係農民の実施計画への参加・雇用の拡大をはかること。
- (8) 新農村定住化促進事業は農業経営の改善に重点を置き、農業所得の増大がはかられるものとすること。

も含めて)に促進するための対策を講ずるべきである。

(8) 国有林野事業勘定に公益勘定を設け事業経営の拡充をはかること。

(2) 林業生産の担い手確保のために雇用の安

定、労働災害の防止、社会保障の拡充をはかること。

(3) 森林・林業の活性化をはかり、木材関連産業の振興をはかるためには、外材輸入の調整と木材価格の安定策及び国産材の振興対策をすすめること。

(4) 森林の公益的機能の総合発揮を維持し、かつ長期・計画的森林施業とその経営確保に必要な林業振興基金制度を創設すること。

(5) 国有林野の公益的機能の維持・確保のため、保安林については、その保全管理経費は一般会計からくり入れ増額すること。

(6) 森林のもつ多角的機能を活用するため、一定の地域毎に教育森林、自然休養林、ふれあいの森などを総合化した森林地帯を設定し、これの運用にあたっては自治体等と連けいし、国有林野の組織・要員・技術を活用し、その必要経費は一般会計からくり入れること。

(7) 国有林野事業の現状から、財政資金の借入れ、償還条件を民有林なみとすること。

同時に、林道、造林にかかる借入金の利子相当額については一般会計からくり入れること。

3 漁業について

(1) 二百海里体制の定着化に対応して、わが国周辺地域における沿岸、沖合漁業を安定的に発展させるため、栽培漁業など生産基盤の拡充強化をはかること。また、資源管理型漁業を確立し、普及するため、栽培漁業に関連して當漁計画モデル事業を行なうなど資源の保護・管理を主体とする當漁指導体制を整備・拡充すること。

(2) 沿岸・沖合漁業とすべての漁業が経営的に破綻し、漁業経営者はぼう大な固定化負債に苦しんでいる現状を直視し、近代化資金制度や政策協力資金など漁業金融制度の見直しを行い、抜本的な改善を行うこと。

(3) 資源量に見合った生産体制を確立するため、資源研究機関を拡充強化し、沿岸・沖合漁業の再編整備を制度化すること。この場合、漁業者の負担を軽減するため、減船補償制度を創設すること。

4 基礎素材産業における雇用確保のため、当該産業の活性化を図る必要があり、そのため新素材等の技術開発の拡大強化、設備投資、減税などを講ずること。

5 中小造船業に対する仕事の確保、多角経営への誘導策など積極的措置を講ずること。

6 金属鉱業の安定的助成策を講ずるとともに、国内探鉱助成の充実、レアメタルの総合的安定確保などを推進すること。

7 ようやく安定を回復しつつある紙パルプ産業製品に関し、新規物品税を重課する動きがあるが、これは絶対に行なわないこと。

産業政策について

実際に努めるとともに、技術情報の提供並びに、その評価を行なえる体制を整備すること。

2 これ以上公害を進行させないため環境保全のための技術開発と基礎研究及びアセスメント体制づくりを進めること。

3 産構法の運用にあたっては、法制定の趣旨並びに国会の論議を十分にふまえ、特に雇用及び関連中小企業に対し万全を期すること。

1 先端技術の研究・開発を国全体の利益に沿つて推進するため、関連施策の一層の充

地域産業政策について

エネルギー政策について

中小企業政策について

1 地域経済社会発展に寄与するテクノポリスの建設

テクノポリスの建設は、地域経済社会の健全な発展を基本にした、十分な検討と地域住民の意向が反映されてなされなければならない。そのため、協議の場を保障するとともに、中長期の見通しを含めた資料の提供を企業に義務づけ、見通しと異なる状況、変化が地域経済社会に悪影響を及ぼした場合の企業責任についても、一定の規制を加えるなど必要な措置を講ずること。

2 地域産業の興隆及び「都市の衰退」を防ぐためにも、地域中小零細企業の多くが技術、市場の両面で多くのハンディキャップをかかえている現状にかんがみ、国内、国際市場へのアクセスの公平さを保障する措置を講ずること。陽のある産業への助成にアクセントを置くのでなく、こうした日

蔭の産業分野に充分配慮のいきとどいた政策体系をととのえるべきである。中小企業投資減税だけでなく、市場情報、技術情報サービスセンターを各地域に設置し、指導員派遣制度を拡充するなどが具体化されねばならない。またこれにあたっては各地域の労働者代表の参加によるべきである。

1 石油需給の緩和をはじめ各予測は過去一〇年は異ったエネルギー状況の出現を明示している。エネルギー政策、エネルギー関連予算はこうした状況に適合するよう全面的な再編成を行うこと。

2 原子力エネルギーに偏重した予算を長期展望に立つ総合性のある予算とすること。

3 クリーンエネルギー、地域エネルギーシステムなどの研究開発をすめること。

4 わが国の脆弱なエネルギー基盤にかんがみ、国内の石油及び可燃性天然ガスの開発を進めるこ。

5 さらに産炭地域社会の振興のため、国内炭の維持開発に対する予算の拡大を計ること。

6 電力料金の低位安定化を図るための施策を講ずること。

7 商業用軽水炉の新增設は、①安全性、②コスト、③エネルギー総量の必要性の三つは、いずれをとつても問題があり中止るべきである。

1 下請中小企業の保護について

下請二法（下請代金支払い遅延等防止法、下請中小企業振興法）および独占禁止法の厳格な運用と改正によって、つきの各項を実施すること。

(1) 下請代金の現金払いの指導強化、とくに労賃相当部分の現金払いの義務づけ。

(2) 下請単価の一方的切下げの規制。

(3) 発注の削減、停止に一定の予告期間を設けること。

(4) 下請取引の実態の監視態勢を強化し、違反の摘発を厳正におこなうこと。

(5) 下請組合の設立と下請単価を親会社と交渉できる権利を保障すること。

2 宦公需について

(1) 国等の中小企業向け発注比率を五〇%に高めること。

(2) 地方自治体の発注についても地元中小企業を優先するよう指導すること。

3 金融について

(1) 政府系金融機関への政府出資を増額し、

貸し出し金利を引き下げることとあわせて、貸出し基準の緩和や監査のスピード化をはかること。

- (2) 地方自治体の中小企業向け融資の枠の拡大、金利引き下げ。

- (3) 民間金融機関の歩積、両建及び類似行為を厳禁するため拘束性預金を全廃すること。

4 大企業の中 小企業分野への進出 規制について

- (1) 分野法の強化改正により大企業（含ダミー）の中小企業分野への進出を規制すること。

- (2) 商業分野での大型店の無秩序な進出の規制、そのための営業日、営業時間の規制を中心とする大規模小売店舗法の改正を行うこと。

5 技術開発などについて

- (1) 中小企業向け産業・技術情報の提供を充実すること。

- (2) 中小企業の技術者の公的機関での教育機会の拡大をはかること。

- (3) 中小企業における技術開発にたいする投資減税をふくめた種制・金融上の優遇策をとること。

- (4) 地域における中小企業育成のために人材

育成・確保と異業種間交流活発化をはかること。

6 中 小企業退職金共済法の改正について

次期国会における改正にあたり次の事項をもりこむこと。

- (1) 労使対等の原則の導入
支給内容の改善と国庫補助の大幅増額

- (2) (掛金の最低・最高引き上げ、掛金見直しを毎年行うこと。掛け捨て、掛け戻しを毎年行うこと。) 遅延制導入

- (3) 制度普及促進について実効ある態勢をつくること。

- (4) 資金運用の改善

- (5) 建退共および林業退共についての改正をはかること。

郵政行政について

- 1 郵政事業は、三事業（郵政・貯金・保険）

- が一体的に運用されることにより、国民の利便と効率性を確保しているものである。したがつて現行経営形態を堅持し、より一層国民サービスの向上に努めること。

2 郵便事業

- (1) 国民のニーズに応じ、サービスの提供に努め積極的な需要の拡大をはかること。

- (2) 郵便の全国ネットワークの保持とコミュニケーション手段としての有用性を確保すること。

- (3) 簡易郵便局を含む小局運営のあり方にについて具体策を講じ、特定郵便局の局舎の国公有化をはかること。

3 貯金事業

- (1) 国民のための郵便貯金の推進に努めるとともに、利用者サービス改善のため、

- 新たに非課税の別枠として、シルバー貯金制度、教育貯金制度を創設すること。

- (2) 住宅積立貯金の預入限度額を現行の五〇万円から一〇〇万円に引き上げること。

- (3) 郵便貯金による国債一兆円の引き受けにより運用利回りの改善をはかること。

- (4) 郵貯資金の自主運用権を拡大し、資金の地方還流を確立すること。

- (5) 郵貯・マル優など非課税貯蓄制度を堅持すること。

4 保険事業

- (1) 国民のニーズに適応した保険・年金の内容をさらに改善すること。

- (2) 加入者のニーズに応えるため、事業の

経営充実につとめること。

(3) 簡保・年金の積立金運用範囲を拡大し、余裕金を積立金と同様に運用できるよう資金運用制度を改善すること。

要員の確保について

電波放送等、郵政省所管事業遂行にあたっては充分な要員を確保すること。

6 その他

(1) 都市におけるテレビジョン電波障害（反射障害、ビル蔭障害等）は広域化、拡大しているので適切な法整備、融資制度を確立すること。

(2) 通信衛星「さくら二号」の自衛隊に対する利用許可は国会決議にのっとって中止すること。

交通対策について

1 政府は今日まで、公共交通の維持整備のため、個別的に助成の措置を講じてきましたが、総合交通政策を推進するためには十分な措置といえないでの、特別会計制度を一元化した総合交通特別会計制度を創設すること。

2 各地域における公共交通を十分に機能させること。

せるため、第八五臨時国会において採択された「地方陸上公共交通維持整備に関する法律」、地方交通線の欠損金、要員の歪みか

決議」実効のための行政措置および「地域交通整備法（案）」「交通事業における公共割引の国庫負担に関する法律（案）」の立法化をすること。

3 第九八通常国会において参議院運輸委員会で採択された「貨物自動車に係る道路運送秩序の確立に関する決議」を実効あるものにするため関係労働組合と協議のうえ、関係省庁とも十分な連携をとり、行財政の措置をとること。

4 陸上交通審議会各県部会は、各陸運局ごとに毎年一回宛開催されているが管轄県の多い陸運局にあつては、年に二県の部会が同時に開催できるよう行財政の措置をとること。

5 陸上交通審議会県部会の答申が出された県は二〇数県に達している。この答申にある「デマンドバス、バスロケーションシステムの導入」をはじめ、バス接近表示機（音響装置を含む）の設置、バス総合案内板、自動放送案内装置、バス優先レーン（専用）の設置など、公共交通としてのバスへの利

(4) 安全輸送確保のための工事費は確保すること。また、そのために必要な借入金の利子は国が負担すること。

(5) 地方税法にもとづく課税および市町村への納付金については、国鉄の財政再建ができるまで、国鉄からの支出を凍結し、

国が肩替りすること。

(6) 旅客、貨物の減少をまねく運賃値上げは、他の輸送機関との均衡がとれるまで行わないこと。

(7) 国鉄再建監理委員会は、真の国鉄再建のための論議を期待する。監理委員会の

労使関係への介入と、公共輸送機関としての役割を放棄させる分割・民営化に反

ら生ずる年金・退職金、国の社会政策の肩替りとしての公共負担金など、構造的欠損は五四年閣議了解の内容で国の責任において処理すること。

(2) 国の政策による投資（東北・上越新幹線、本・四架橋、大都市における通勤・通学輸送強化、踏切道の改良）による資本および、地震、風水雪害など災害による復旧工事費は国の責任で補填すること。

(3) 公共事業方式による新幹線建設が論議されているが、建設側の資本費の扱い、経営主体が明確にならない限り着工しないこと。

対する。

(8) 国鉄・貨物輸送の合理化は、通商産業

政策にとつても無視しえぬ関係をもつて
いる。従つて、地域産業の物流システム
のあり方、関連する労働者の雇用などに
十分配慮するよう、関係者と協議するこ
と。

(9) 国民生活の維持という行政的役割を果

している地方交通線の欠損については、
全額政府助成とし、これを制度化するこ
と。

7 都市交通関係

(1) 都市における走行環境を整備し、効率
的な運行を確保するための法制化を行な
うこと。

8 地方交通関係

9 地方公共交通

(1) 地方バスに対する補助制度は「要綱」

による予算補助であり、法律補助とする
よう具体的措置を講じること。

法律補助にいたるまでの間は、現行制
度内容を改善し存続すること。

(2) 同じ公共交通でしながら経営主体の
違いから租税体系が異なつてゐるが公共
交通の公正な機能分担を確保するうえか
らも私鉄・民営バスに対しても税の減免
をはかること。

(3) 地方鉄道および軌道に対する欠損補助

の要件緩和と補助率の引き上げをはかる
こと。

9 ハイタク関係

(1) 法人のハイヤー・タクシーの自賠責保
険料を、個人並みに軽減措置をとること。

(2) タクシー業務適正化臨時措置法により
設置されている近代化センター運営にあ
たつての資金は、事業者負担の制度を改
め、国の責任において措置すること。

(3) 地下高速鉄道建設費に対する補助率の
引き下げをはかること。
(4) 都市におけるバス利用の利便性の確保
と定時運行確保のため、専用・優先レ
ンを拡大すること。

また、停留所の改善、バスロケーション

システムの促進とバス乗継ターミナ
ル、新バスシステム整備対象都市の拡大
と補助金の増額をはかること。

10 貨物関係

運輸事業助成交付金制度の延長及び貨物
輸送監理官の増員と輸送秩序改善指導員委
嘱費の増額措置を図ること。

11 海外旅行

海外旅行における添乗員の資質を向上さ
せるため、研修制度の確立と行財政措置を
講ずること。

12 航空保安関係

年々増加する航空旅客の安全を確保する
ため、航空関係の保安要員を増員すること。

I 労働時間、雇用など労働条件について

1 労働時間関係

1 政府の労働政策の重点課題として設定
し、促進している「推進計画」の昭和六〇
年達成を当面、確實に行ない、年間総労働
時間の二、〇〇〇時間以内の実現と、これ
をさらに二年以内に年間一、九〇〇時間以
内とすること。

2 政府が全銀協などに要望した金融機関の
完全週休二日制を早期実現させ、併せて全
産業の週休二日制を推進すること。
3 商業分野に從事する労働者の休日を確保
するため、商店の正月三ヶ日休業について

強力な行政指導を行なうこと。

4 公務員の四週五休制を隔週から完全週休

二日制に進め、年次有給休暇の日数を減らさず、全産業の年次有給休暇を最低でも二日間確保すること。

5 夜勤・交替制労働の厳重な規制を法制化し、やむを得ざるものについても有害業務なみの保護措置を行ない、常日勤の週休二日制、週四〇時間以内に対応する五組三交替シフトをめざす要員確保をめざすこと。

6 技術革新・高齢化社会に対応するために、有給の教育・訓練休暇、病気休暇制度を確立すること。

7 法四〇条改正、二七通達の徹底化、三六協定の適正化、時間外労働規制などの行政指導を強化すること。

8 これらの措置を単に労働基準行政指導で行なうだけでは実効を期し難いものであることは、従来の実績からみて明らかであるので、国際公正基準に対応するよう労働時間については週四〇時間、週休一日制の規定を中心とした労働基準法、労働時間法制の抜本的な改善に早期に着手すること。

9 正月三ヶ日とメーデー（五月一日）を国民祝日とともに、年末年始、太陽と緑の週、夏休みの三大連休実現のため、行政指導をすすめること。

II 雇用対策関係

1 職安行政の強化、充実職業安定機関の体制強化・整備とあわせ、地方職安審の機能を強める必要がある。定期的な審議会の開催などにより、地域における雇用安定対策の協議と具体的施策の強化をはかること。

2 高年齢者雇用確保助成金、特定求職者雇用開発助成金の拡充とともに、定年延長を中心とする雇用延長についての行政指導の一層の強化をはかると同時に「年齢差別禁止法」（仮称）の早期制定へむけ、ただちに準備に着手すること。

3 失業多発地域、時期に適応できる職業訓練態勢の整備、確立をはかるとともに、急速にすすむ技術革新、産業構造の変化を反映して教育訓練に対する労働者の期待も変化してきている。労働者のニーズに適応した制度への改善をはかること。また、労働組合代表参加による訓練計画の策定をはじめとする訓練行政の充実・拡大をはかること。

4 特定地域開発就労事業および地域雇用開発推進事業を改善し、積極的に拡大すること。また、地域雇用開発センターの設立を推進し、雇用拡大につとめること。

5 公的就労事業の検討を行なうとともに、現行失対事業については、当面、①二二日就労の確保、②六五歳線引き、就労差別撤回、③賃金および退職手当の引き上げを行なうこととし、就労団体および関係労働者の意見を尊重し、必要な予算を確保すること。

6 職安法に違反する派遣事業の規制と同時に、労働者の労働条件改善のために必要な措置を講ずること。

7 職安法が行なう職業紹介活動および労働者供給事業の拡大・充実のために必要な措置を講ずること。

8 労働組合が行なう職業紹介活動および労働者供給事業の拡大・充実のために必要な措置を講ずること。

9 パートバンクの増設、雇用保険への加入など不安定雇用対策を強化するとともに、雇用保険未加入事業所の解消につとめること。

10 実効ある男女雇用平等法を制定し、募集採用から定年退職にいたる雇用のすべてに採用から定年退職にいたる雇用のすべてにわたる差別を禁止すること。

11 女性を社会的機能として保障し保護を充てること。

実するため産前産後休暇や育児時間をはじめとする現行制度の抜本的改善をおこなうこと。

同時に全職種・両親のいずれかを対象とする選択、所得保障、原職復帰を基本とする育児休業制度を確立すること。

III 労働安全衛生対策関係

1 労働省による「監督業務実施状況」は労働基準法、労働安全衛生法などの関係法令以下での職場労働実態を明らかにしているが、

こうした職場の減少、労働災害の未然防止のために労働基準監督官の増員、産業安全専門官、衛生専門官の全署配置の実現などにより、行政監督体制の強化を図ること。

2 中小規模事業場での災害多発実情に対処するため、労災防止指導員の立ち入り指導を年六回以上とすること。また指導結果については地方労働基準審議会に必ず報告し、事後対策の検討と確立を求めるなど審議会活動の活発化を図ること。

3 労働災害被災者及びその遺族の生活困難な実情の改善をめざして、災害補償給付水準の引き上げをめざすこと。また当面する課題としてハリ、灸治療制限通達の実施、運用にあたっては被災労働者、主治医の意見の重視など慎重に取扱うこと。療養費の不支給決定等の場合には、その理由、根拠

を明確にするなど認定業務の民主的運用をはかること。

4 被災労働者の早期救済公平迅速の立場から、労災保険給付及び不服審査関係担当者の増員を図ること。

5 労基法施行規則第三五条定期検討委員会の開催を活発化し、有害労働、有害性物質、なかんづく職業ガン及びM.E.労働下での新たな職業性疾病の防止治療について検討を加えること。

環境、公害、住宅、都市開発等について

1 環境・公害関係

(1) 環境アセスメント制度の法制化について、次期国会には必ず法案を提出すること。

(2) 公害健康被害補償制度について指定地域の拡大、補償給付水準の改善と公害保健福祉事業の充実などにより、被害救済の立場にたち制度の見直しをおこなうこと。

(3) 自然公園法の見直しと日本型ナショナルトラストについて

自然公園内の開発を厳しく規制する立場から自然公園法の見直しをすること。また、日本型ナショナル・トラストに対する税制

上の優遇や助成措置などを確立すること。

2 都市開発等について

(1) 事業の的確な推進のため、地方公共団体の財源確保について特別に配慮し、起債およびその利子補給等の手当てを充分に行うこと。

(2) 住宅金融公庫融資枠について、個人住宅融資の拡充、返済、延滞者救済制度の確立をはかるとともに、利子補給、元本償還等の手当てを充分に行い、貸付金利の引き上げは行わないこと。

(3) 道路整備費については、他の公共事業との均衡について配慮しながら、自動車関係諸税の特別税率の延長（恒常制度化）とともに市町村道、バス路線、災害対策道路、道路の危険ヶ所改修等の住民生活に密着した道路整備を進めること。

(4) 都市の再開発は、都市住民の生活環境向上の観点に立った推進をはかるとともに、国庫補助制度の拡充をはかること。また、国公有地の民間への払い下げを中止し、公機関による再開発、公共住宅建設を進め、市民の長期的住生活の安定に資すること。

(5) 八五年度中に新計画が策定される住宅、下水道、都市公園等の公共事業五箇年計画については、勤労者、地方公共団体の意見を十分に参酌するとともに、各事業の進捗

状況を勘案し、達成可能な目標設定を行うこと。

(6) 下水道整備については、各地域の状況にあわせて流域下水道計画を見直し、公共下

水道を優先させ、公共下水道の補助率、補助対象率の引上げをはかるとともに、小規模下水道への補助を充実させること。合成洗剤、工場排水規制の強化、アセスメントの拡充をはかること。また、下水道施設の維持・管理業務については原則として直営で行うこと。

(7) 都市公園の整備を進めるとともに、運動公園、動物公園、自然公園等の整備を促進すること、また、緑地保全、都市近郊農地の保全を行うこと。

3 住宅関係等について

(1) 公共住宅については、分譲よりも賃貸住宅を優先するとともに、戸数の確保、自治体、公団の財源確保、入居者負担の軽減を行うこと。

(2) 公庫住宅については、個人住宅、増改築向け融資を重点とし、五・五%金利はいかなる事情があつても引き上げないこと。また、厚生年金等の住宅金融公庫あわせ融資

については、公庫を窓口とする戸数枠の拡大、利子率の引下げ、融資額の増額等の改善をはかるとともに、住宅改良資金貸付け

の手続き簡素化、融資金額の中間払い制度の導入などの貸付条件の改善、返還猶予制度の創設、公的住宅性能保障制度の確立をはかること。

(3) 民間住宅の価格規制を適正に行い、ダンピング等による既存購入者の損失を防止す

るとともに、区分所有法改正とともに既存マンションの管理規約改正のそれぞれの動きに対し、適切な指導を進め、同時に、建て替え、修繕等についての低利融資制度の創設をはかること。また、ワンルーム・マンション建設等に伴う環境問題について、適切な解決策を示すこと。

(4) 「住宅基本法」の制定について、早急に内容と手続きについて提案を行うこと。

(5) 公団住宅家賃問題については、先の国会でまとめられた衆参建設委員会の「要望」を誠実に実現するとともに、生活困窮世帯の減免措置の制度化をはかること。

途上国に対する経済協力について

海外経済協力について

途上国に対する経済協力について

政府の経済協力を、途上国の民主的な発展と社会的公正を高めることを目標に、いつそうつよめるよう以下の措置をとること。

1 飢餓と絶対的貧困におかれているアフリカなどの諸国民に対する食糧、医療その他

の緊急援助の一層の増額をはかること。

2 政府開発援助（ODA）を国際目標基準である対G.N.P比〇・七%にまで早期に引きあげること。

3 ODAが公共事業をはじめハード部門に偏重している現在の傾向をあらため、農業や緑の再建、教育、医療、文化などソフト部門を重視すること。

4 途上国への技術移転は、政府の技術協力の量的および質的な強化とセットにして進められる必要がある。この立場にたって、I.L.O.協会が担当している国際技術開発計画の研修生の受け入れについて、その人数および内容のいっそうの充実のため、関係予算を増額すること。

5 緑と農業が急速に破壊されている現状を開拓するため、途上国との共同のプロジェクトチームをつくり、日本の貢献を検討すること。また、一次産品の差別関税は早急に改善すること。

6 発展途上国労働問題協力事業を、①事業費の増額、②対象地域をアジア全域、ならびにアフリカ諸国に拡大すること。

7 地球的規模でのニューディール政策の実施を提唱し、それにかかる予算を計上すること。

ILO条約の批准促進およびILO対策について

(2) ILO条約の批准を促進するためには、ILOにおける重要な報告や討論などの情報の周知が必要であり、そのため翻訳費などの関係予算額を増すこと。

1 政府は未批准となつてゐるILO条約について、当面次の重要条約を次期国会において批准するための手続きを取ること。

- (1) 基本人権に関する条約（一〇五号、一一一号）
- (2) 労働時間、休暇に関する条約（一号、四七号、一二三二号）
- (3) 労使関係に関する条約（一三五号、一四四号、一五一号、九四号）
- (4) 婦人労働に関する条約（八九号、一〇三号、一四九号、一五六号）
- (5) 安全衛生に関する条約（一四八号）
- (6) 雇用、社会保障に関する条約（一一三号、一五八号、一〇二号、一二八号、一三〇号、一一七号、一一八号）

ILO対策を強化すること。

- (1) ILOにおける日本語同時通訳の人数・質などの面でいつそうの充実をはかり、ことに種別委員会をはじめ重要会議に通訳を配置できるよう政府として関係予算増額の措置をとること。

特集

「くらせる年金」―社会党の年金改革構想(案)

日本社会党政策審議会
年金改革総合委員会
社会保障政策委員会

一章 社会党の基本年金構想 (最終案)

この年金改革案は政府の基礎年金改革の対

案となるものである、社会党の福祉政策の骨格として中期政策の柱となるものであり、五年後の再計算期の全面的見直し、社会党政権を展望する年金改革構想である。

(一) 政府の「基礎年金」構想に対応する社会党の基本年金

五〇年間、日本の高齢化社会 ③そうして思わざる出生率の低下などで八つの法律による日本のタテ割り年金の欠かんが国鉄共済と国民年金を先頭に表面化した。

②その中で一九七七年(昭和五二)十二月、内閣の社会保障制度審議会は所得型付加価値税を財源とする「基本年金構想」を発表。

一九七九年厚生省の年金制度基本構想懇談会、ついで社会保険審議会厚年部会が社会保険方式による「基礎年金構想」を打ち出した。

この基礎年金は「増税なき財政再建」という臨調行革の枠内で「社会保障制度の見直し」の一環となるものであった。

①一九七三年(昭和四八)秋に始つたオイルショック、狂乱物価によって積立方式によるわが国の年金の行詰り、②これから

会の「基礎年金構想」を国民的合意のよりどころとしてこれを補強する改革案を発表した。

改革の三本柱として、①年金行政の一元化 ②基本年金を導入して三階建年金を造る ③年金と雇用制度の一体的改革を提案した。一九八二年三月の党大会では厚生省の「二一世紀の年金」―「グリーン・ペーパー」に対応する年金改革第一次案を出し、一九八三年二月の大会に第二次改革案を報告、一九八四年五月、政府案の「年金改革案」を受けて第三次案、ついで全国、中央の討論集会を経て今次最終案をまとめた。

日本社会党は早くから社会保障制度審議

(二) 政府の「基礎年金」はボタンのかけ違い

日本の現在の年金は八つの法律によるバラバラのタテ割り年金である。財政の行詰りと年金格差の拡大などの欠かんを是正するため北欧型のヨコ割り年金制を採用し年金統合を実現するという社会保障制度審議会の建議は一定の役割りを果した。

社会党案も早くより一階はナショナルミニマムとしての基本年金、二階は所得比例

の社会保険年金、三階は補完的な職域（企業）年金というものであった。

(2) 最大の問題は政府の「基礎年金」の財源との内容である。これが臨時行政調査会の「増税なき財政再建」の枠にしばられた。基礎年金の性格を決める年金の財源について「保険料方式と税方式のどちらを選択するか」という判断の余地は与えられていなかつた。

即ち「増税なき財政再建」の枠内で年金改革を進めるしかないという前提で社会保険方式による基礎年金構想を打ち出したのがボタンのかけ違いとなつた。

「基礎年金」は「年金の年金」ともいって土台づくりである。ナショナルミニマムの保障として、健康で文化的な最低限度の生存権を保障するための国民所得の公平

な再配分でなくてはならない。(憲法二十五条)

(三) 政府の「基礎年金」の致命的欠陥

(1) 第一は、社会保険方式に拘わったため「二〇歳から六〇歳まで四〇年間保険料を収めたものに最高限度五万円の基礎年金を保障する」というものである。北欧型——スエーデン、英、カナダ、オランダ、ノルウェーなどこの様な立法例はない。すべて「均一年金額」である。

日本の基礎年金にはナショナルミニマム——最低生活保障年金的性格は欠落したのである。

(2) 第二は、基本年金は最低生活保障年金の性格から国際的にも単身者の生活費を算出し、夫婦は共通生活費を除いて大体六〇%増というのが常識となっている。

政府案の夫名儀、妻名儀各五万円というものは国際的にも類例がない許りか「単身者は夫婦の半分」で相対的に不利という結果になつてゐる。国民年金に対する財政援助に拘わつたためである。

(3) 第三は、国民年金加入者の「自営業者等」

という一号被保険者の保険料は所得の格差を無視して月、六、八〇〇円(昭六一・四)の定額負担にしている。

自営業者等の一號被保険者の中には、農

業、中小零細企業(五人未満)だけでなく、自由業、日傭、失業者と『その妻』も強制加入であり、定率の被用者サラリーマンに比しても不公平である。

そのため一九七五年以降、保険料免除者が激増して一五%＝二八四万人に急増し、その数は一〇%に達しようとしている。保険料が毎年三〇〇円プラス物価上昇分づつ増高すれば脱落者は更に増加する。

即ち定額保険料による保険料免除者及び無年金者の合計が加入者の四分の一(二五%)を超えて増大すれば国民年金制度自体、再び内部から崩壊する可能性がある。五年後の再計算期は一つのピンチであろう。

第一号被保険者の「自営業者等」の参考資料(労働省統計)	
自 営 業	主 約 954 万人
家 族 従 業	約 587 万人
1~4 人 規 模 雇 用 者	約 354 万人
20 歳 以 上 の 学 生	約 90 万人
失 業 者	約 160 万人
各 項 の 妻	(?)
計 約 2,145 万人 + α	
国民年金加入者 約 2,759 万人	

(4) 第四是、國庫負担の引下げ——現行の国民年金は一九八六年(昭六一)で最高が二

十五年加入で月四万余、三十一年加入五万円、四十一年で月七万八、〇〇〇円となり、その三分の一が国の負担となる。政府改正案は四十一年加入で五万円に基礎年金を抑えるから国の負担は減る。

厚生年金は現行の四十一年モデル年金月二〇万円として二〇%の国の負担は月四万円である。改正案では夫婦で三万三、〇〇〇円、単身者で一万六、〇〇〇円の国の負担であるから大幅に減少する。

現在の国の負担を維持せよということは厚生部会等の答申であり、この国の負担を使えば経過年金を含めて社会年の基本年金財源の三分の二を確保することができる（後述）

(四) 基本年金の性格にふさわしい財源の選択を

(1) 「増税なき財政再建」の機械的運用の誤り

臨調は二十一世紀に向け、「租税、保険料負担率を国民所得比の三五%から引上げても四〇~四一%に抑える」といつている。（スエーデン六七%、大部分の先進国は五〇%内外）即ち、健康保険は四・九%で現状並み、年金は現在の五・八%から一%~一二%に引上げるに止めるというものである。これは日本での高齢化に比して低すぎる。加えて「増税なき」を実現するために一切の新たな「税」

は認めないで、国の負担を保険料に切り替えたり、健保の患者負担を増加するだけでなく、利子、地代、家賃など（原価償却を除く）のトータルに二%程度をかけると約五兆円一労使負担の保険料に近い。

② 事業（法人・個人）の払う賃金、利潤、利子、地代、家賃など（原価償却を除く）のトータルに二%程度をかけると約五兆円一労使負担の保険料に近い。

③ 労使に分配する以前の企業所得にかかるから労使に対して中立的である。

④ 好不況に左右されることが少い。物価に直接ハネ返らない。

⑤ 特に産業ロボット、OAなどの技術革新に対応できる。

(2) 基本年金の財源についての三つの考え方

(その一) 社会保険方式（保険主、税従一政府案）

(その二) 税、移転方式（制度審、社会党案等）

(その三) 折衷方式（税主、保険料従一社会党の第一段階案）

(4) 厚年、国年、共済年金の外に「基本年金基金を」

① 改正案は国民年金特別会計の中に「基礎年金勘定」を設け国年は月六、八〇〇円の定額保険料の中から月五、五〇〇円を入れ、厚年・共済は夫・妻名義の基礎年金として一人月五、五〇〇円拠出する。

社会党案の基本年金は、厚年特別会計、國年特別会計、共済特別会計の外に「基本年金基金会計」を設ける（外バキといふ）この最低保障年金は単身者月六万円、夫婦一〇万円に改める（昭和五九年基準）社会党の基本年金基金の財源は二段階に分けて税移転方式に移行する。

(3) 制度審→社会党案の所得型付加価値税の長所

① 直接税である（一般消費税は間接税）

△ 第一段階、最初は、折衷方式で税主、保険料従で基本年金の財源をつくり、

完全な一年単位の賦課方式で計算する。(約一〇年間)即ち国の負担三分の二、保険料拠出三分の一(次の資料)

▽ 第二段階、制度審の提起した所得型付加価値税を中心に検討して税移転方式に移る。

(注) 社会党の基本年金の国庫負担三分の一の根拠

(1) 一九八四年二月の社会保険審議会の答申では「国庫負担は現行制度を下らないよう措置すべし」とある。

(2) 現行の厚年で四〇年加入の年金(昭和一七年の発足以来加入者のモーデル年金は月一九万六、〇〇〇円(妻の加算分を除く)の二〇〇%の国の負担は約四万円である(三万九、二〇〇円)。

社会党基本年金単身者六万円の三分の一の国の負担は四万円である。

(3) 現行制度では国民年金は四〇年加入で月七万八、〇〇〇円、その三分の一の補助で月二万六、〇〇〇円であり、夫が厚生年金、妻は国民年金の任意加入とすれば国の負担は六万六、〇〇〇円である。

社会党案は夫婦月一〇万円である

から三分の二の負担で六万六、〇〇〇円である。

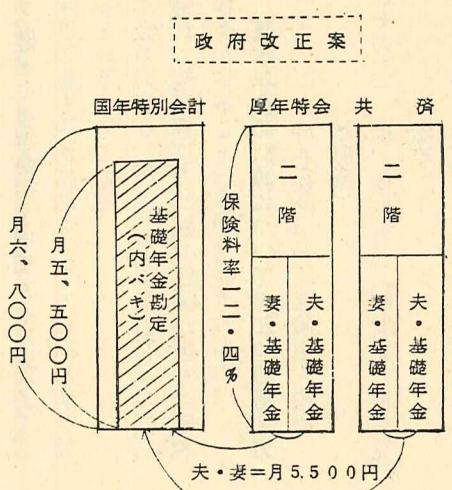
(4) 別に経過年金としての老齢福祉年金は全額国の負担である。

(五) 社会党の基本年金構想で年金の長期安定を

(1) 厚生年金の保険料負担の安定化

基本年金の財源を社会党案にすることを、二十一世紀に向けての保険料を年金開始六〇歳の今まで保険料負担の限界といわれる一〇〇分の二四に抑えることができ下らないよう措置すべし」とある。

(政府案は二八・九%を抑えるため昭和七三年より六五歳年金開始に移行)



(2) 国民年金の二階に所得比例年金を

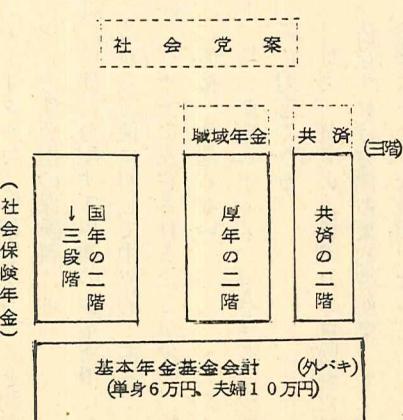
政府の四〇年最高五万円は低すぎるという批判、二階年金をつくれという声に対応できる。

国年にも所得に応じた三段階の保険料をとり二階に所得比例年金をつくる。(イギリスの例)

(3) 無年金の解消(前述)

国民年金の定額保険料引上げに伴つて保険料免除者と共に無年金者が大都会中心に拡大し、社会不安を招くばかりか生活保護費の増大を招く。基本年金基金を設けて無年金を解消する。

(4) 年金格差の是正、国鉄年金改革の合理的解決のために。



(5) 年金水準維持、年金六〇歳開始の堅持の展望が開ける。

(6) 経過年金(老齢福祉年金月二万五、一〇〇円等)の改善を行うことができる。

(7)

所得型付加価値税導入で今までの国の年

金負担が減少する。(約二兆五、〇〇〇億円)

(8) 五人未満事業所の被用者年金の摘要が促

進される(パートの厚年加入も促進)

(9) 障害年金、遺族年金、婦人の年金権の安定

的改革。

(10) 国民年金の保険料徴収費約一、〇〇〇億

を減らすことができる。

(11) 年金スライドと年金の毎月払いがし易くなる。

二章 社会党の年金改革構想

(一) 社会党の「基本年金」構想

(最終案)

全国及び中央討論集会を集約して社会党の基本年金構想の三次案を修正し、次の通り決定する。

(1) 一九八四年(昭和五九)を基準とする基本年金額

○ 単身者 月六万円

○ 夫婦 月一〇万円 に改める。

六五歳以上の全国民に対する最低保障年金で賃金スライドとする。

▽ 第二段階 社会保障制度審議会の一九七七年建議を国民的合意のよりどころとして「所得型付加価値税」を実施するよう準備する。

(注1) 党の二次案までは一九八三年(昭和五八)基準で単身者五万円、夫婦八万円とした案を修正。

(3) 年金の給付は毎月払いとする。

(二) 社会党案による年金水準

(注2) 参考資料として

▽ 生活保護費(高齢者) 二級地単身六

万八、七〇四円

夫婦一〇万七、五四三円(雑費を除く昭和五九年度予算)

▽ 総務庁全国消費実態調査(昭和五五年十二月発表)

单身の高齢者 月七万七、七五九円

(これから雑費を除く)

基本年金の財源は一〇年後(一九九五年)税方式に移行することを目標に当面「税主、保険料従」の折衷方式を採用し「基本年金基金特別会計」をつくる。

(1) 「基本年金基金」を厚年、共済、国年各特別会計の外につくる(外バキといふ)

(2) 基本年金にふさわしい財源を確立するために次の二段階に分けて、年金の土台となる基本年金の財源を確立する。

▽ 第一段階 一九九五年までに税移転方式によって基本年金の三分の二を確定する。

保し、残り三分の一は三つの年金会計

より拠出する(前述折衷方式)現行の

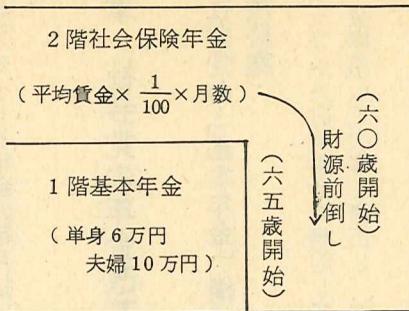
各年金に対する国の負担を維持し、無

拠出の老齢福祉年金の国の負担の減少分を考慮すれば可能である。

社会保険年金(二階)の資格期間の最低

は一〇年とする。

政府案の二五年は無年金者を増大させるし、国際的には一ヶタ台が普通であり、居住期間で制限している。



◇ 社会党の被用者年金の計算式

○ 基本年金(単身者月6万円、夫婦10万円)

$$+ (W \times P \times \frac{1}{100} \times n)$$

(注) Wは平均賃金、Pは点数、 $\frac{1}{100}$ は乗率、nは年数(月数)

平均標準報酬の概ね七八%程度で政府案より一〇%位高い水準とする。

(3) 三階年金—公的年金(一階と二階)の二〇%を限度として職域年金をつくる。補完

年金である。

職域年金は補完的年金であるが事務費は国の負担とする。

現在の厚生年金の半数の企業がつくつてある「厚生年金基金」と共済年金改正案による「職域年金構想」を整備する。中小企業には労働省所管の「中小企業退職共済法」を改正して職域年金会計をつくる。(厚生省と共管にする)

退職手当とはからませない。

(4) 国民年金に二階年金—基本年金(単身月六万円、夫婦月一〇万円)にプラスして二階年金—社会保険年金をつくる。

二階の社会保険年金は所得に応ずる三段階制として全員加入とする。

無業の妻も三ランクの一つを選択できる道を開く。

(5) 在外日本人雇用者に日本の厚生年金加入の道を開くため各國との年金協定をつくる。(国年は任意加入)

(6) 年金需給者の給付水準—政府は改正案によつて年金受給者の既得権を維持すると述べているが、物価スライドに対する将来にわたる保障ではない。

(三) 年金の開始年齢は六〇歳

(1) 基本年金の開始年齢は全国民共通の最低保障であり、税方式をとるから六五歳開始

とする。

(2) 厚生年金、共済年金—二階の社会保険年金は六〇歳より六五歳の間の基本年金部分を含めて財源の前倒しを行い六〇歳年金開始の制度とする(ピストル型年金といふ。前掲の表)

「前倒し」は同じでも政府改正案の六〇歳開始は六五歳開始を本則とする暫定措置である(付則に規定)年金の資格期間を一〇年とする。

(3) 国民年金一六〇歳より減額年金制をつくる。

減額率については特別の措置をとる。

(四) 保険料負担の限界

(1) 基本年金は全國民共通であり、国民に対する最低保障年金であるから財源負担は

税方式をとる。

税方式は一〇年程度の準備をおいて社会保障制度審議会建議による所得型付加価値税を実施するよう準備する。

その第一段階として税を主とし(三分の二)保険料を従とする(三分の一)折衷方式で「基金」をつくる。

二階年金は厚生年金も国民年金も社会保険方式による。

被用者の「社会保険年金」は労使負担による(労使三対七は検討事項)

社会党案は二階は税方式をとるから保険料率は現在の一〇・六%（労使折衷）からゆるやかに上昇してもピーク時の二〇三

〇年頃で二四%以下に抑えることができ
る。

(3) 国民年金の二階の社会保険料の中には使
用主負担のない日傭、自由業、五人未満自
営業の労働者、失業者及び夫々の妻が強制
加入であるから、事務費のほか年金スライ
ドの財源に対する国の補助を行う。

(4) 厚生年金の六〇歳から六五歳までの間の
社会保険部分の「前倒し」部分に対する厚
生年金、共済の国負担は当分の間続ける。
理由は、(1)共済の支給開始年齢が六〇歳
になるのは一九九五年であり、(2)日本の雇
用保障制度の改革も相当期間を要するか
らである。

遺族年金制度の改革

(1) 全国民共通の基本年金は遺族である「配偶者と子」及び「遺児」に保障する（单身
月六万円）

(2) 二階の「社会保険年金」の遺族保障は死

没者の三〇年加入とした場合の四分の三
を保障する。三〇年末満は三〇年に引上げ
る（政府案は二十五年）

遺児に加給年金を保障する。

子なし妻の遺族年金は三五歳以上とする

(政府案は四〇歳以上)

障害年金及び障害手当金

(1) 被用者年金、国民年金加入者で一級、
二級、三級の障害者に障害年金を支給す
る。

(2) 全部の障害者に対し基本年金単身者月六
万円、夫婦月一〇万円を支給する。

(3) 一級障害年金は基本年金のほか
(平均賃金 × $\frac{1}{100}$ × 加入月数 × 1.25 + 加給
金) の二階部分の年金を給付する。

(4) 二級障害者は基本年金プラス社会保険年
金並み。

(5) 三級障害者は基本年金プラス社会保険年
金の計算式に加えて〇・七五を乗じた額と
する。一級、二級、三級の加入期間で三〇
年（三六〇カ月）に満たないものは三〇年

として計算する。

(6) すべての障害者に配偶者加給、子供の加
給をつくる。

(7) 事後重症の五年の制限を廃止する。

婦人の年金権の確立

(1) すべての婦人に六五歳からの基本年金と
して単身者の場合月六万円を保障する。

(注) 政府案は離婚した妻に対しても基礎年
金を保障するというが四〇年加入で最

高五万円までのものにすぎない。二十
十

五年の資格期間があるから無年金者が
続出し、離婚の妻は国年に加入しなけ
れば無年金となる。

今までのサラリーマンの無業の妻で
基礎年金というのでは問題にならぬ。
〇万人の者がカラ期間はあっても四〇

年保険料を収めてはじめて月五万円の
年金というのでは問題にならぬ。

妻が夫と別れたとき、夫の二階年金部分
は二分して年金権がもてるようにする（西
独方式）

(3) 国民年金の二階年金をつくる＝社会党は
サラリーマンの妻に対して国民年金の二階
部分につくる三ランク制の社会保険年金に
選択制による加入制度をつくる。

(4) 厚生年金の婦人の開始年齢五五歳は当分
の間現行通りとする。

実効ある雇用平等法の制定、母性保障の
改善をまつて男と同様六〇歳開始とする。

(5) 厚年の保険料の男子並み引上げも政府改
正案の年〇・二%、一〇年後同率を、年〇・
一%として二〇年後同率とするよう条件緩
和をする。

(6) 政府案の遺族年金四〇歳未満の「子のな
い妻」を三五歳未満に改める。

(1) 社会党の年金開始年齢は被用者について

は六〇歳開始（二階の社会保険年金の前倒し）とする。

出の立法

(2) 社会党の定年制は「六五歳以上」とし働く意思と能力のあるものについて制限しない。（アメリカは七〇歳定年）

(3) 被用者の二階の社会保険年金について六〇歳以上六五歳までの現在の「在職老齢年金」については現行制度を当分の間続けるが、働く者に不利とならないように改める。

なお、「部分雇用、部分年金制」——週四〇時間労働をフルタイムとして、週三五時間以下週一五時間位までの部分雇用制を採用。減少する賃金の六〇%を保障するといえスエーデン方式による「部分雇用、部分年金」制実施を検討する。

(4) 次の雇用関係法を改正する。

① 「六五歳以上」定年を目指とする立法
② 労働時間短縮（週五日制、四〇時間）

③ 中高年雇用促進法を改正する（規制立法とする）

④ 障害者雇用促進法の改正（雇用率引上げ、障害者授産場の増設等）

⑤ パート等の不安定雇用法の制定、厚年の適用。五人未満事業所の厚年適用
⑥ 実効性のある雇用平等法の制定
⑦ 育児休業法の全産業への拡大
⑧ 自治体における福祉サービス等雇用創

(九) 共済年金統合に対する考え方

(1) 政府は「昭和六一年」共済年金統合を実現するため共済年金統合検討委員会案を決定して、国共審、地共審、制度審に順次諮問することとし、一九八五年四月に国会に提案する方針。

(2) 共済年金統合案の問題点

① 政府の「基礎年金」導入では共済年金の長期安定は不可能である（政府の基礎年金制度の欠陥を参考すること）

即ち保険料の一～三倍引上げ、年金水準の引下げ（平均三割以上）、年金開始年齢の六〇歳引上げの一九九五年くり上げ。引つづいて厚年の予定する「昭和七三年（八五年）→六五歳引上げに連動していること。

(3) 児童手当を年金改革の一環として充実する

① 児童手当を第一子より支給するよう児童手当審議会の答申を尊重して制度の確立をはかる。

出生率の低下によつて人口、労働力構造が逆ピラミッドになれば年金はじめ社会保障、産業活動の活力が失われる。

(2) 児童手当を中心とする児童扶養手当、特別児童扶養手当、遺族年金はじめ保育所の制度など児童福祉の総合政策を確立する。
合計特殊出生率（女子の一生に生む子供）が置きかえ水準である二・〇九児になるよう条件整備を行う。

児童扶養手当法の改悪、妊娠中絶禁止の度の整備が必要。

者の受入れ、戦時輸送、戦後復興など国策とかかわる構造的なものである。また最近の合理化で五五歳退職による年金受給などのように国鉄の特別の事情によるもので、社会保障として考えるよりも企業や国の責任で考えるべきものである。（特別の企業年金等考えよ）国鉄共済の赤字は「昭和六五年」以降年二、〇〇〇億円になる。

優生保護法の改悪などは時代錯誤である。

(二) 年金積立金の自主有利運用

(1) 積立金の運用利廻りの現行七・一%を八%以上とするよう有利運用をはかる。

(2) 厚生年金、国民年金の資金運用を少くとも共済年金並みに改正して被保険者が資金運用に参加するよう抜本的に改める。

(3) 積立金の余裕原資を一年とする政府の考えは大蔵官僚ベース、財界ベースであつて三ヵ月程度に改めて保険料負担の適正化をはかる。

(注) 一年分積立とすれば二〇二〇年頃の厚年積立金は年額一〇八兆円にも達する。

(4) 保険料の予定利廻りの現行五・五%を運用利廻りに近づけるよう引上げて保険料の適正化につとめる。

(5) 国民年金の定額保険料で保険料免除者、無年金者が増大する結果、保険料収入が激減する。

(三) 年金と雇用保障改革を軸とする高齢者総合福祉政策を確立する

(1) 年金改革だけで高齢化社会をのり切ることはできない。

①雇用保障制度の実効ある改革、②健康管理制度を中心とする医療保障制度の改革、③五年二月十三日が期限)をめざして下位法令

どの広場の造成などの高齢化社会に対応する総合的福祉政策を確立する。

以上

資料

一九八四・一〇・二九

改正「風俗営業法」の都道府県条例制定について

日本社会党自治体局

一、経過と現段階

先の一〇一国会で成立した改正「風俗営業法」に対して社会党が反対の取組みをしたことは既に周知の通りである(「政策資料」二

一五号に党の態度、修正案提案理由及び要綱、県議会で条例制定のスケジュール)。

国会審議においては、衆院においては修正要求を行なうなかで、問題点の大柱のひとつである「立入検査等」を含む三項目の修正が自民、公明、民社によつて行われたが、これは法律の疑問点の是正など基本的問題点の払拭には程遠いものである。(党は修正内容が不十分であつたため独自案を提案し、原案及び他

の修正案には反対した)。

また、参院においては、日弁連、社会文化法律センター、売春問題ととりくむ会（婦人十八団体で構成）、業界代表等を参考人として意見陳述させるとともに、再修正要求を行つたが終末国会における自民党の押しきりにより実現しなかつた。しかし、異例の“特別決議”を採択させるとともに、決議にもとづき「風俗営業等に関する小委員会」を設置させ、下位法令作成、施行、再立法について調査、検討を引き続き進める場を確保した。

改正「風俗営業法」の論議は、今後、参院地行委に設置された小委員会で下位法令論議が行われつつ、都道府県議会を主な舞台として展開される。

二、都道府県議会における議論

旧「風俗営業法」は法文八カ条であり、規制内容の多くは都道府県条例に委任されていた。しかし、改正「風俗営業法」は、法文五十一カ条、政令委任事項十八、府令委任事項十一、規則委任事項三十七、条例委任事項十四となつてゐる（警察庁資料）。

したがつて、現行条例と比較し、新条例は簡単なものとならざるを得ないようと思われる。しかし、国会審議で大きな問題となつたのは法文、下位法令もさることながら、現場

における実際の運用であり、特に警察の場合

は政令、規則という部分より、通達、執務資料等の裏の部分を重視する体質にある。

都道府県議会における条例制定の審議においては以下の点について特段の配慮をはらうことが必要である。

(1) 警察は捜査機関であり、少年教育あるいは少年の健全な育成、環境行政、業の育成や振興を担う機関ではない。

(2) 法形式等にそもそも問題点を含んでいられるが、本法の運用において基本的人権、保護等の権利が、少年の人権尊重、外国人差別撤廃を含めて守られなければならない。

(3) 本法において現場で活動するのが、警察官、少年指導委員、風俗環境浄化協会職員

であり、本法の規制の内容が複雑多岐にわたるところから、運用が混乱したり、恣意的になつたり、あるいは過敏なものとなる恐れが大きく、各条項の運用について明確な“基準”が必要であり、それが第一線に徹底されねばならない。

(4) 法文、政令、規則、府令で明確な基準等を定めている事項（下位法令であつて法文で委任している事項）以外の部分、(1)条例委任事項、(2)上乗せ事項、(3)その他、については地域の実情と特性に応じ自治体の自

主性を主張すべきである。

ただし、その際、本法が警察の本来の任務を勘案すれば少年対策、環境行政、業対策にとつて限定的、消極的役割りをもつことを踏えることは必要である。

(5) 本法で特に議論が集中したのは、①目的

（第一条）、②風俗営業（許可営業）と風俗関連営業（届出営業）の区分と定義（第二条）、③ゲームセンターを対象とするとの是非（第二条）、④管理者（第二十四条）、⑤指示（第二十五、二十九、三十四条）、⑥報告及び立入（第三十七条、政府原案では立入検査等）、⑦少年指導委員（第三十八条）、⑧風俗環境浄化協会（第三十九、四十条）、以上である。

①については、(1)で指摘した通り警察権力の肥大化と任務の問題である。②については、とくに売春防止法との関わりの中で届出制とすることで行政が黙認するとの誤解を与えるのでは、という点である。⑥については多くの文書等で指摘した通りであるが、警察権限の拡大、業支配の問題である。⑦についても警察の少年教育への介入、警察下請機関化の問題である。⑧についても警察の業支配、下請、天下り機関化の点である。

(6) 本法作成過程において、警察庁は関係十

一省と協議し“覚書”をかわしているが、その実物はついに国会に提出せず要旨のみを明らかにしているにすぎない。都道府県議会においてもその体質と内容についてはただす必要がある。

また、本法について党に対し意見、要望をよせたのは、日弁連、社会文化法律センター、売春問題とりくむ会（総評婦人対策部、全国婦人相談員連絡協議会、日本看護協会、日本キリスト教婦人矯風会、日本婦人会議、日本婦人有権者同盟、婦人民主クラブ、同盟育婦対策部など）、日本行政書士会、全国遊技場協同組合連合会、在日朝鮮人商工連合会、日教組、日本アミューズメントマシン工業協会などである。

① 諸団体の各県組織と連絡をとることが運動上重要である。

② 各県段階で公安委、警察による説明会、懇談会等がはじまっているが、その対象団体に片寄りがある恐れが大であるので先にあげた諸団体の意見を聞き、また、懇談会に入れるよう当局に働きかけ、点検する必要がある。

③ 議会審議において日弁連、婦人団体、業界団体等を参考人として意見陳述させることが望ましい。

騒音、衛生、青少年対策、業対策等を所

管する部局の活動活性化を促し、警察の独断専行を制限することが必要である。

二十八条より地域は限定されるものと考える。

三、条例制定内容について

下位法令及び運用については、社会文化法律セントラル、日弁連等から意見、要望が寄せられているが、党の基本的考え方に基づく各条項に対する具体的意見については、参院地方行政委員会・風俗営業等に関する小委員会において党所属の志苦裕委員名をもつて明らかにしている。

以下、各委任事項別に現在における状況と考え方を示す。

- 第三条四項（特別な事情）——地方税法第十五条第一項の規定による徵収猶与を受けている場合など（警察庁見解）
- 第十三条二項（営業時間の特例）——警察庁は当初、クリスマスイブ、大晦日、地域の祭礼等としていたが、警察庁——通産省間の覚書では休日、休日の前日へと拡大されていることが明らかとなっている。
- 第十三条二項（営業時間の制限）——現行条例においては営業時間がおむね午前十時から午後十一時までであるところから、警察庁は日出時から午前十時及び午後十一時から翌日の午前零時までについて制限できることとし、営業の種類に応じて行うことを考えていく。この制限については、同一業種内の競争の問題、制限するに足る地域か否かの問題がある。例えば、業種によっては現行の制限時間で良いといふものもある。各種団体の要望を聴くとともに地域指定があるので地域の特性を勘案する必要がある。
- 十五条（騒音及び振動の数値）——①騒音規制については、各県騒音条例を参考に

する禁止区域であるが、現行条例を基本にして地域の実情にあわせて定めるべきだが、二十八条より地域は限定されるものと考える。

する禁止区域であるが、現行条例を基本にして地域の実情にあわせて定めるべきだが、二十八条より地域は限定されるものと考える。

地域の性質（住専、商業地域等）時間帯（昼、夜、深夜）に応じ最高限度を四〇デシベル以下とする。②振動規制については、最高限度を五五デシベル以下とする。③測定方法は国家公安委員会規則に委任する。以上が政令案である。深夜のカラオケ騒音問題等を含めて議論する必要がある。

○ 第二十条八項（手数料の納付）——別掲。
○ 第二十一條（営業行為の制限）——①営業所の出入口に施錠してはならない、②パンコ屋に対する「商品を貰いとらせる」と（法律では二十三条で「客に提供した賞品を貰い取ること」とあり、条例では他の者の買取行為もさせてはいけないとする）、③営業所で飲酒させないこと、等が考えられ、また、東京においては、④表示した料金以外の請求の禁止、⑤料亭以外に芸妓を呼ぶことの禁止、⑥クラブ、キャバレー以外でのショーの禁止、⑦従業者に対する金銭負担の禁止等が定められている。

地域に応じて風俗営業の特質があると思われ、本法で明文化されている事項以外については自治体で自由に定められる（ただし法目的の範囲内）規定である。
○ 第二十二条四号（十八歳未満の者の営業所への立入制限）——ゲームセンターへの入場を十時以前においても条例で禁止でき

る規定であり、警察庁では例えは中学生以下の程度の者について日没後の適切な時が考えられるとしている。

この上乗せ条項は、衆院における自民・公明・民社による修正項目であるが、少年非行の原因の大きな要素としてゲームセンター等“たまり場”的存在があるとの認識にたっている。しかし、日弁連、社会文化法律センター等は、こうした認識は根拠のないものであり、非行の原因を歪曲させ、少年の生活を必要以上に統制する恐れがあるとしている。少年が深夜いわゆる盛り場を徘徊することが好しいことではないとしても本法には「少年指導委員」制度がもつ込まれており、警察庁の少年対策要綱の「少年補導員」とあわせて少年の補導の激増の恐れもある。したがって、上乗せについては慎重を対処が必要である。

○ 第二十八条一項（距離制限の基準となる施設）——第四条二項二号と同様の施設と考えられる（ただし距離は二〇〇メートル）。
○ 第二十八条二項（風俗関連営業の禁止区域）——解説は現行法と同様であり、現に個室付浴場を全県禁止としている八県についても何ら変更の必要はない。ただし、風俗関連営業（届出営業）一号から五号まで一括での禁止は想定していないというのが

警察庁の見解である。

○ 第二十八条四項（風俗関連営業の営業時間の制限）——①業種毎に地域及び時間を定める、②営業禁止区域外では特に必要がある地域とする（三号営業は除外）、③営業禁止区域内（条例施行前に届出した営業所については禁止区域内にあって営業できる。つまり一、二項は新設に対する制限である——後述——）にあっては深夜（一応十二時以降）における営業をすべて制限できる。

以上が警察庁の見解である。

第二十八条は、風俗関連営業の営業制限であるが、本法の問題点として指摘されたのは、売春行為が前提となっている個室付浴場を届出制として行政がその営業を認め、あるいは特定地域におしこめる形でいわゆる“私娼窟”が生れるのではないか、また、個室付浴場以外の“ホテル”“マントル”“愛人バンク”等は本法の対象外であるが、これらを含める違法な営業行為について売春防止法の運用が極めてゆるいのではないかという点である。モーテル、ラブホテル建設に対する反対運動に対し、現行の建築基準法、モーテル規制条例が決め手に欠けるくらいがある中で（全国にいわゆるモーテルは七〇〇軒あるがそのほとんどが類似モーテルである）本法で

風俗営業等取締法改正法案による対象営業の概要

風俗営業(許可営業)第2条第1項		料飲関係営業				定義の概要		定義の現行法との差異	
遊技場営業		一 号 営 業 (キャバレー等)	二 号 営 業 (料理店、カフェー等)	三 号 営 業 (ナイトクラブ等)	四 号 営 業 (ダンスホール等)	五 号 営 業 (低照度飲食店)	六 号 営 業 (区画席飲食店)	七 号 営 業 (ぱちんこ屋等)	八 号 営 業 (ゲーム機設置営業)
		キャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食させる営業	待合、料理店、カフェーその他の設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業(前号に該当する営業を除く)	ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業(第一号に該当する営業を除く)	ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業(第一号又は前号に該当する営業を除く)	喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、客席における照度を一〇ルックス以下として當むもの(第一号から第三号に該当する営業を除く)	喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五m ² 以下である客席を設けて當むもの	まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業	スロットマシン、テレビゲーム機その他遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技用いることができるものを備える店舗その他これに類する区画された施設において当該遊技設備により、客に遊技をさせる営業(前号のものを除く)
	新設	現行どおり	"	"	"	"	"	"	"

風俗関連営業(届出営業)第2条第4項	
一 号 営 業 (トルコ風呂等)	浴場業の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業 現行どおり
二 号 営 業 (ストリップ劇場等)	専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響の著しい興行場営業 改正
三 号 営 業 (モーテル、ラブホテル等)	専ら異性を同伴する客の宿泊・休憩の用に供する政令で定める施設(政令で定める構造又は設備を有する個室を設けるものに限る)を宿泊・休憩に利用させる営業
四 号 営 業 (アダルトショップ等)	店舗を設けて専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品を販売し、又は貸し付ける営業
五 号 営 業 (政令で定める営業)	前各号に掲げるもののほか、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育生に与える影響が著しい営業(性風俗に関するものに限る) 深夜において、設備を設けて客に飲食をさせる営業(風俗営業、風俗関連営業に該当するものを除く)等
	新設
	"
	ほぼ現行どおり

修

正(衆議院)

二、第二十四条第四項関係

公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、風俗営業者等に対し、その業務に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

一、第十八条、第二十二条第四号、第三十二

条第三項関係

「代理人等」を「代理人」に、「尊重し、又は」を「尊重しなければならず、風俗営業者の使用人その他の従業員は、管理者が」に改め、同条第五項中「命ずることができる」を「勧告することができる」に改める。

- ① 見出しを「(報告及び立入り)」に改め、同条第一項を次のように改める。
2. 警察職員は、この法律の施行に必要な限度において、風俗営業又は風俗関連営業の営業所(個室その他これに類する施

設)の客に接觸する役務を提供する営業で定める年齢に満たない者につき、午後十時前の時を定めたときは、その者についてはその時」を加える。

- ① 見出しを「(報告及び立入り)」に改め、同条第一項を次のように改める。

業の営業所(個室その他これに類する施

設（以下この項において「個室等」といふ。）を設ける営業所にあっては、客が在室する個室等を除く。）に立ち入ることができる。深夜においては、設備を設けて客に飲食をさせる営業の営業所についても、同様とする。

附 帯 決 議（衆議院）

風俗営業等取締法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について善処すべきである。

一、現下の世相にかんがみ、少年の健全を保護育成及び善良の風俗の保持等を図るため、総合的、科学的調査の上少年非行の防止、性病の予防及び売春の防止等を更に徹底する総合的な施策を速やかに講ずるべきであること。

二、本法の運用に当たっては、表現の自由、営業の自由等憲法で保障されている基本的人権を侵害することのないよう慎重に配慮すること。

三、風俗営業者への指導に当たっては、営業の自由を最大限尊重するとともに、管理者制度が営業の自主性を損うことのないよう特に慎重に運用すること。

四、「接待」の意義については、風俗営業の

重要な要件に当たるので、その具体的な内容について明確な基準を定め、都道府県警察の第一線に至るまで周知徹底すること。

五、ゲーム機の規制の在り方について引き続き検討すること。

六、遊技機の技術革新が著しい現状にかんがみ、技術上の規格の検討に際しては、学識経験者及び業界代表等第三者の意見を聴取して尊重し、機械の画一化を招いたり、時代のニーズにマッチした技術開発を停滞させることのないよう運用に特段の配慮をすること。

七、広告及び宣伝の規制に当たっては、適正かつ効果的に行われるようその基準の明確化を図り、都道府県警察の第一線に至るまで周知徹底すること。

八、風俗関連営業については、今後とも有効適切な取締りに努めることはもちろん、法の網を逃れる脱法的な形態でこれらの営業が営まれることのないよう人的欠格事由、

4. 立入りの行使は個人の恣意的判断によることがあつてはならず、その結果は必ず上司に報告してその判断を仰ぐものであること。

九、本法に基づく政令等の制定及び本法の運用に当たっては、研究会等を設置し、地方公共団体の関係者を含め各界の意見を聞くこと等により、法の運用に誤りなきを期す

こと。

十、警察職員の立入りに当たっては、次の点に留意して、いやしくも職権の乱用や正当に営業している者に無用の負担をかけることのないよう適正に運用すべきであり、そ

の旨都道府県警察の第一線に至るまで周知徹底すること。

1. 報告又は資料の提出によってできる限り済ませるものとするとともに、報告又は提出書類等については、法の趣旨に照らし必要最小限のものに限定すること。

2. 本法の指導に当たる旨を明示する特別の証明書を提示するものであること。

3. 本法の運用に關係のない経理帳簿等を提出させ又はみることのないようにする

こと。

十一、少年指導委員の活動はあくまで任意の活動に限られるものであり、その内容も少年の犯罪を摘発するのではなく、有害環境から少年を守り、その健全育成を図るものであることを周知徹底すること。

十二、風俗環境浄化協会は、民間における環境浄化の機運を一層盛り上げるためにあく

まで啓発活動等任意的な活動を行うもので

あり、その運営に当たっては、業界との協力を促進し、その自主性を最大限尊重するとともに、寄附の強制は行わないこと。また、行政書士等の権限を侵すことのないよう配慮すべきであり、更に、行政改革の趣旨に反することのないようその指定に当たっては、既存の防犯協会連合会等を活用するこ

と。

右決議する。

決 議 (参議院)

風俗営業の規制等の改善対策確立に関する決議

風俗営業等取締法の一部を改正する法律案（以下、本法）は、最近における少年非行の増大と風俗環境の変化という実情にかんがみ、あからさまに性を売りものにした産業等の規制をはじめ規定の整備を行おうとするものであるが、本委員会としては、審議の経過にからみ国民の基本的人権と警察責務との関係及び法形式等について継続的に調査、検討を行ふものとする。

政府においても法の運用に当たって慎重を期すとともに、所要の再検討を加えるべきである。

次の諸点について善処すべきである。
一、少年の健全な保護育成は、家庭、学校、社会教育の充実を基本施策とし、当面する少年非行の防止に当たっては、関係機関の協力を緊密にし、総合的科学的調査の上有効な対策を確立するとともに、現下の世相にかんがみ、性病の予防及び売春の防止についても更に徹底を期すること。

二、本法の運用に当たっては、職権の濫用をいましめるとともに、表現の自由、営業の自由等憲法で保障されている基本的人権を侵害することのないよう慎重に配慮すること。

三、風俗営業者への指導に当たっては、営業の自由を最大限尊重するとともに、管理者の立場を尊重のないように、また、営業者の立場を尊重して特に慎重に運用すること。

四、「接待」の意義については、社会通念上風俗営業と認められるものについて、具体的に明確な基準を定め、恣意的な業態変更とならないよう都道府県警察の第一線に至るまで周知徹底すること。

八、風俗閑連営業については、売春防止法等に基づき今後とも有効適切な取締りに努めるとともに、これらの法の網を逃れる脱法的な形態の営業についても違反の取締りを強化すること。なお、あからさまに性を売りものにして、人間の尊嚴を傷つける営業及び行為については公共の立場からこれを厳しく規制し、現に届け出して當む風俗閑連営業についてもその実効を確保すること。

九、本法に基づく政令等の制定及び本法の運用に当たっては、風俗環境の改善等に関する事項が、本来地方公共団体の基本的事務であることも配意し、また、研究会等を設置して、広く各界の意見を聞くこと等により、法の運用に誤りなきを期すこと。

ること。

六、遊技機の技術革新が著しい現状にかんがみ、技術上の規格の検討に際しては、学識経験者及び業界代表等第三者の意見を聴取して尊重し、機械の画一化を招いたり、時代のニーズにマッチした技術開発を停滞させることのないよう運用に特段の配慮をする。

七、広告及び宣伝の規制に当たっては、公正かつ効果的に行われるようその基準の明確化を図り、都道府県警察の第一線に至るまで周知徹底すること。

八、風俗閑連営業については、売春防止法等に基づき今後とも有効適切な取締りに努めるとともに、これらの法の網を逃れる脱法的な形態の営業についても違反の取締りを強化すること。なお、あからさまに性を売りものにして、人間の尊嚴を傷つける営業及び行為については公共の立場からこれを厳しく規制し、現に届け出して當む風俗閑連営業についてもその実効を確保すること。

九、本法に基づく政令等の制定及び本法の運用に当たっては、風俗環境の改善等に関する事項が、本来地方公共団体の基本的事務であることも配意し、また、研究会等を設置して、広く各界の意見を聞くこと等により、法の運用に誤りなきを期すこと。

十、警察職員の立入りに当たつては、次の点に留意して、いやしくも職権の濫用や正当に

営業している者に無用の負担をかけることのないよう適正に運用すべきであり、その旨都道府県警察の第一線に至るまで周知徹底すること。

1. 立入りの行使はできる限り避けることとし、なるべく公安委員会が求める報告又は資料の提出によって済ませるものとする。また、当該報告又は資料の要求に

当たつては、今回の法改正の趣旨にかん

がみ、風俗関連営業の規制の目的に重点を置いて行うべきものであり、特に風俗営業については、その内容、種類及び回数について基準を明らかにし、行政上の指導、監督、助長のため必要最小限度のものに限定すべきであつて、犯罪捜査の目的や他の行政目的のためにこの規定を用いてはならないものとする。従つて、正當に営業している者に無用の負担をかけることのないように適正に運用すべきであるとともに、本法の運用に關係のない経理帳簿等を提出させることのないようすべきである。

2. 立入りは、都道府県公安委員会の判断により行い、その結果は必ず上司に報告することとし、立入りの行使に際しては、

本法の指導に当たる旨を明示する特別の証明書を提示すること。

十一、少年指導委員は、現在地方公共団体に置かれている少年補導委員等と同様、その活動は何ら強制力を伴わず、また少年の犯罪を摘発するものではなく、あくまでも任意に風俗営業等に係る有害環境から少年を守るもので、少年の人権を尊重しその健全育成に寄与するものであることを周知徹底すること。

十二、風俗環境浄化協会は、営業に関与する

ものではなく、民間における環境浄化の機運を一層盛り上げるためにあくまで啓発活動等任意的な活動を行う趣旨のものであるので、指定に当たつては、この趣旨に沿い基準を明確にし、また、その運営については、警察の関与を避け、業界の協力は自主的なものとし、関係業界からの寄附は求めないこと。また、行政書士等の権限を一切侵すことのないよう配慮する。

右決議する。

審議経過

衆院

○ ○ ○ 国会提出 四月二十四日
○ ○ ○ 地方行政委付託 四月二十七日
○ 趣旨説明 五月十日

○ 審議

① 六月二十一日 白井（自）、長野（自）、

松田（自）、小杉（自ク）、小川（社）、安田（社）各委員

② 六月二十六日 草野（公）、岡田（民）、経塚（共）各委員

③ 六月二十八日 山下（社）、和田（社）、岡本（公）、岡田（民）各委員

④ 七月三日 山中（社）、富崎（公）、岡田（民）、吉井（公）、細谷（社）、加藤（社）各委員

⑤ 七月五日 (採決)
(修正案)
1. 自、公、民（可決）
2. 社（否決）
3. 共（否決）
(修正原案)
賛成 自、公、民（可決）
反対 社、共
(附帯決議)
1. 自、公、民（採決）
2. 社、共
3. 共

○ 衆院本会議通過 七月六日

○ 参院送付 七月六日

条項号	内容等	照度の測定方法	ゲームセンター等の遊技設備	暴力的不法行為その他の罪にあたる違法を行ふ 営業所の構造又は設備の技術上の基準	著しく客の射幸心をそそるおそれがある遊技機 としての基準	許可証の交付手續	不許可の通知手続
5 条項号	内 容 等	照度の測定方法	ゲームセンター等の遊技設備	暴力的不法行為その他の罪にあたる違法を行ふ 営業所の構造又は設備の技術上の基準	著しく客の射幸心をそそるおそれがある遊技機 としての基準	許可証の交付手續	不許可の通知手續
5	5	4	4	4	2	2	5
3	2	3	2	1	3	8	5
				1			

國家公安局員會規則

(3) 七月二十四日 佐藤（社）、神谷（共）
 三治（民）各委員

(4) 七月二十六日 三治（民）、刈田（公）
 原田（公）、高杉（社）各委員

(5) 七月三十一日 高杉（社）、志苦（社）
 岩上（自）、刈田（公）、神谷（共）、
 三治（民）、久保田（社）、原田（公）

(6) 井田恵子君
八月二日 岩上(自)、吉川(自)
佐藤(社)、原田(公)、神谷(共)
三治(民)、志苦(社)各委員
(参考人)

各委員
(参考人)
弁護士津田玄児君、全国少年補導員協
議会会长和田謙寿君、新宿区新宿保健
所衛生課長土谷尊宏君、日本キリスト
教婦人矯風会幹事高橋喜久江君、弁護
士五百藏洋一君、全国環境衛生同業組
合中央会専務理事井上正行君、弁護士

20	19	18	17	16	15	14	9	7	条
2							1	1	項
									号
									内 容 等
遊技機の認定手続等	高限度の基準	遊技料金、賞品の提供方法及び賞品の価格の最年少者の立入りできるダンス教授所の基準	年少者の立入禁止の表示方法	表示すべき料金の種類	料金の表示方法	①照度の測定方法 ②照度の規制基準	営業所の構造又は設備の変更承認申請手続	相続承認申請手続	項

-35-

条項号	内 容 等
	深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域に関する条例の基準
	手数料の類
	国家公安委員会の権限に属する事務の警察庁長官への委任
	道公安委員の権限に属する事務の方面公安委員会への委任
44 36 33 33 31 27 27 20 9 9 5 条項号	内 容 等
	許可申請書に添付すべき書類
	営業所の構造又は設備の軽微な変更
	①届出書の記載事項 ②届出書に添付すべき書類 ③届出書に添付すべき書類
	遊技機の軽微な変更 風俗関連営業の届出事項
	標準の様式
	①深夜における酒類提供飲食店営業の廃止、変更の届出事項 ②軽微な変更 深夜における酒類提供飲食店営業の届出所の添付書類
①団体の届出の手続 ②団体の届出事項	従業員名簿に記載すべき事項

条例事項一覧

条項号	内 容 等
	許可を更新する特別な事情のある場合
	営業場所に関する許可の基準
	習俗的行事その他特別な事情のある日及びその営業時間の特例
	善良の風俗等を害する行為を防止するため地域を定めて行う営業時間の制限
	騒音及び振動の数値
	遊技機の認定、検定及び試験の手数料の納付手続
	営業者の営業行為の制限
	年少者の立ち入りを禁止する年齢及び時距離制限の基準となる施設
	風俗関連営業の禁止地域
	風俗関連営業の営業時間の制限
	騒音及び振動の数値
	深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域
43 33 33 43 43 43 43 28 22 21 20 15 13 13 4 3 条項号	内 容 等
	手数料の納付手続

「危機管理問題懇談会」報告に関する談話

日本社会党政策審議会

会長 嶋崎譲

一、本日公表された「危機管理問題懇談会」の「報告書」は、危機管理に名をかりて、

国民生活全般にわたる権力の一元的な統制とその管理・運用をねらったものである。

情報、食料・農業、エネルギーなどの多岐にわたる危機管理に加えて、自衛隊の軍事行動への協力と補完的任務を国民に強制する民間防衛体制の確立など、有事に限定されない平時からの「国家総動員体制」の確立をめざした「報告書」は、明らかに「高度国防国家体制」の構築を企図している。

このような危険を企図をもつ「報告書」の立場にわが党は反対である。

一、「報告書」は、危機管理の手法を民主主義的な諸原則にもとづく管理と運営の立場を大きく逸脱させ、警察・治安主義的な立場を一貫させていく。

例えば、「報告書」中の情報部会の提言

に典型的にみられるように、特定の政治的企図にもとづく国民の情報操作の観点が、

危機管理の方法のポイントとして、「報告書」には露骨に表明されているからである。

管理社会を網の目のようにはりめぐらし、危機管理に名をかりた強権的な政治支配を国民生活の日常において貫徹させていくことが、「報告書」の最大のねらいとされるのである。

二、今回の「報告書」は、先に発表された国民の基本的人権・私権の制限と停止を求めて自衛隊が積極的に推進している「有事立法」の制定研究と密接不可分の関係にある。中曾根内閣のもとで強力に推進されていく、「戒厳・国家総動員体制」づくりの政策策動に対しわが党は国民の先頭にたつて断固反対していく決意である。

編集後記

新年明けましておめでとうございます。

昨年は、党員同志や労働組合のご協力を得て、「政策資料」の販路も拡大され、一定の成果をあげることができました。

政策審議会としても、時代を先きどりし、自民党に対決する政策を積極的に提起して、党活動のための「必携の書」となるよう、今後とも努力してゆきたいと考えております。

よく「一年の計は元旦にあり」と云われますが、「古人の言や良し」で、新年は新しい希望に燃え、「さあやるぞ」と云う闘争心が湧き上ってくるときです。

とくに今年は、敗戦の廃墟のなかから、新しい日本をめざして日本社会党が誕生してから四十周年にある年です。また解散・総選挙もあると云われ、レーガンの再選、第二次中曾根内閣の登場からみても、第二の「政治決戦」の年であります。

先輩同志たちの悪戦苦闘の歴史をしつかりと踏えて、政策審議会一同も頑張つてゆく決意を固めております。よろしくお願ひします。

(T)

政策資料編集委員会

委員長 嶋崎
編集委員

武部 細谷治嘉 譲
木島喜兵衛 岩田琢郎 佐藤觀樹
野坂浩 藤田高敏 中村茂 岡田利春
島田琢郎 賢理 清水勇
矢田部 矢田部 浜本万三 森井忠良
岩垂寿喜男 久保
船橋成幸 大木正吾
沖崎利夫 竹田四郎
小林高摩三 遠藤隆次
館林千里 渡辺亘
片山甚市 佐間田勝美
井上普方

兼事務局長
会計監査

「政策資料」購読料のお知らせ

定価 一部

送料 一部

五〇円

年間購読料

四二〇〇円(前納)
ご送金は左記へお願いいたします。

郵便振替 東京8-80821
又は

大和銀行 衆議院支店

普通 203888

日本社会党政策審議会



昭和 50 年 10 月 9 日第三種郵便物認可

1985 年 1 月 1 日発行

政策資料第 220 号

毎月 1 回 1 日発行

編集人 政策資料編集委員会

発行人 鳴 崎 謙

発 行 日本社会党政策審議会

〒100

東京都千代田区永田町2-2 衆議院第一議員会館
電話 東京03(581)5111 内線3880~4

定価300円 (送料 50円)
